



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)
号外第 41 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (37) (循環型社会推進課) 5 鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (38) (〃) 14 調理師法施行細則の一部を改正する規則 (39) (くらしの安心推進課) 19 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (40) (〃) 21 消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (41) (消費生活センター) 22 建築士法施行細則の一部を改正する規則 (42) (景観まちづくり課) 25 鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (43) (〃) 27 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (44) (住宅政策課) 29
-------	--

==== 公布された規則のあらまし ====

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 廃棄物処理施設の譲受けの許可等を受けた者が円滑に廃棄物の処理を行えるようにするため、これらの者に対して許可証等を交付することとする。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物管理票に関する報告の義務が、平成20年4月1日から適用されることにかんがみ、二重の報告義務を課さないこととするため、産業廃棄物を排出する事業者等から徴収する毎年の産業廃棄物の処理状況に関する報告を見直す。

産業廃棄物管理票 産業廃棄物の排出事業者がその処理を委託した産業廃棄物の処理の状況等を自ら把握するため、産業廃棄物の種類及び数量、受託者の氏名等を記載して受託者に交付する書面

2 規則の概要

- (1) 次の許可等について、それぞれ、許可証等を交付することとし、その様式を定める。
 - ア 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けに係る許可
 - イ 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割に係る認可
- (2) 特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を排出する事業者から徴収する毎年の産業廃棄物の処理状況に関する報告の対象となる廃棄物の処理については、当該事業者の事業所内に設置した産業廃棄物処理施設における処理に限ることとする。
- (3) 特別管理産業廃棄物を排出する事業者から徴収する毎年の産業廃棄物の処理状況に関する報告の対象となる廃棄物の処理については、他人にその処理を委託するものを除くこととする。
- (4) 産業廃棄物処理業者等から徴収する毎年の産業廃棄物の処理状況に関する報告の対象となる廃棄物の処理について、当該産業廃棄物処理事業者等において産業廃棄物管理票に関する報告書を提出するものを除外することとする。
- (5) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部が改正され、この条例による規制の対象が有価物としての使用済タイヤの保管に特化されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 廃自動車等に関する規定を使用済タイヤに関する規定に改め、有価物又は廃棄物の別に関する規定を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

調理師法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

調理師法等に基づく知事の事務に係る事務処理権限の区分の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 調理師試験の受験願書及びその添付書類を除き、書類の提出先は、総合事務所長（現行 総合事務所長を經由して知事）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

製菓衛生師法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

製菓衛生師法等に基づく知事の事務に係る事務処理権限の区分の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 製菓衛生師試験の受験願書を除き、書類の提出先は、総合事務所長（現行 総合事務所長を経由して知事）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

消費生活協同組合法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

消費生活協同組合法（以下「法」という。）の一部が改正され、監事の権限及び行政庁への届出に関する規定が整備されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 総会に関する届出のうち、決算関係書類等を議決したときの届出を廃止する。
- (2) 監事が行う監査の回数の規定を廃止する。
- (3) 事務所の変更があったときの届出を廃止するとともに、役員の実任追及の訴訟提起請求及び総会決議の無効確認等の訴訟提起をされたときの届出について定める。
- (4) 総会の議決事項の根拠となる法の条項を改める等所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

建築士法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 建築士法の一部が改正され、建築士が死亡した場合等においても免許を取り消すこととされたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 建築士が死亡し、又は成年被後見人若しくは被保佐人に該当するに至ったときの届出は、住所地を所管する総合事務所長（住所地が、八頭郡である場合にあっては東部総合事務所長、日野郡である場合にあっては西部総合事務所長。以下同じ。）を経由して行わなければならないこととする。
- (2) 建築士事務所の業務に関する報告書の提出は、住所地を所管する総合事務所長に対して行わなければならないこととする。
- (3) 本庁においては、住宅政策課（現行 景観まちづくり課）において登録簿等の書類を閲覧に供することとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成20年4月1日とする(3)を除き、公布日とする。

鳥取県建築基準法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

建築基準法施行規則（以下「省令」という。）の一部が改正され、特殊建築物、建築設備等に係る定期報告に詳細な調査結果表を添えることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

特殊建築物 学校、病院、診療所、ホテル、旅館、寄宿舍、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、マーケット又は公衆浴場の用途に供する建築物であって、その用途に供する床面積又は階が一定の要件を満たすもの

2 規則の概要

- (1) 調査結果表を添付する特殊建築物の定期報告について、この規則による添付書類を廃止する。
- (2) 特殊建築物等の定期報告に係る書類の保存期間は、次のとおりとする。
 - ア 特殊建築物 5年
 - イ 建築設備等 3年
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、県営住宅への暴力団員の入居を排除することとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 県営住宅の入居申込書又は同居承認申請書において、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、入居決定又は同居承認の取消し等をされても、申込者又は申請者としては、異存がない旨を明記させる。
- (2) 県営住宅の入居申込、同居承認申請、入居承継申請及び暫定居住承認申請の際に、入居者及び同居者に、暴力団員であることが判明したときは県営住宅を明け渡すこと、及び暴力団員であるか否かを確認するための照会が警察本部に対してなされることに同意する旨を誓約させる。
- (3) 請書に記載する禁止行為について、暴力団員の住居として使用させる行為等を加える。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第37号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付）</u> <u>第4条の2 知事は、法第9条の5第1項の許可をしたときは、様式第2号の2による許可証を交付するものとする。</u></p> <p><u>（一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付）</u> <u>第4条の3 知事は、法第9条の6第1項の認可をしたときは、様式第2号の3による認可証を交付するものとする。</u></p> <p><u>（産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付）</u> <u>第15条の5 知事は、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可をしたときは、様式第10号の2の5による許可証を交付するものとする。</u></p> <p><u>（産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付）</u> <u>第15条の6 知事は、法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の認可をしたときは、様式第10号の2の6による認可証を交付するものとする。</u></p>	

(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(以下「特別管理産業廃棄物」という。)を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、又は変更した日から30日以内に、様式第10号の2の7による報告書を総合事務所に提出するものとする。

2 法第12条第6項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理(当該事業場内に設置した法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設における処理に限る。)に関し、産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の3による報告書を総合事務所に提出するものとする。

3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の4による報告書を総合事務所に提出するものとする。ただし、他人にその処理を委託する特別管理産業廃棄物については、この限りでない。

4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を総合事務所に提出するものとする。ただし、他人に処分を委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じたものに限る。)であって、その処分に関し、法第12条の3第6項の報告書を提出するものについては、この限りでない。

様式第10号の4(第16条関係)

特別管理産業廃棄物処理実績報告書(年度)

年 月 日

職 氏 名 様

報告者

住所

(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(以下「特別管理産業廃棄物」という。)を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、又は変更した日から30日以内に、様式第10号の2の5による報告書を総合事務所に提出するものとする。

2 法第12条第6項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の3による報告書を総合事務所に提出するものとする。

3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の4による報告書を総合事務所に提出するものとする。

4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を総合事務所に提出するものとする。

様式第10号の4(第16条関係)

特別管理産業廃棄物処理実績報告書(年度)

年 月 日

職 氏 名 様

報告者

住所

氏名 印
 (法人にあっては名称及び代表者の
 氏名)
 電話番号

年度の特別管理産業廃棄物の処理の実績につい
 て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第
 16条第3項の規定により、次のとおり報告します。

略					
発生		自家処理			
発 生 施 設	発 生 量	運搬先	処分場所	処分方法	処分量

注 1及び2 略
 3 氏名を自署する場合には、押印を省略する
 ことができる。

様式第10号の5 (第16条関係)

その1 略
 その2

(表面)

産業廃棄物
 特別管理産業廃棄物の処分実績報告書(年度)
 - 中間処分業・最終処分業 -

年 月 日

職 氏 名 様

氏名 印
 (法人にあっては名称及び代表者の
 氏名)
 電話番号

年度の特別管理産業廃棄物の処理の実績につい
 て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第
 16条第3項の規定により、次のとおり報告します。

略									
発生		自家処理			委託処理				
発 生 施 設	発 生 量	運 搬 先	処 分 場 所	処 分 方 法	処 分 量	許 可 番 号	受 託 者 の 氏 名 又 は 名 称	運 搬 ・ 処 分 の 別	受 託 量

注 1及び2 略
 3 報告者が処理を委託した場合は、委託処理
 の欄の上段に収集運搬、下段に処分の内容を
 記載すること。

様式第10号の5 (第16条関係)

その1 略
 その2

(表面)

産業廃棄物
 特別管理産業廃棄物の処分実績報告書(年度)
 - 中間処分業・最終処分業 -

年 月 日

職 氏 名 様

報告者
住所
氏名 印
(法人にあっては名称及び代表者の
氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の処理実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第4項の規定により、次のとおり報告します。

略									
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者(排出事業者又は処分業者)			処 分			引き渡した者		
	許可番号	氏名又は名称	受託量	処分方法	処分量	処分後量	氏名又は名称	引渡内容	引渡量
	住所			処分場所			住所		

(裏面)

産業廃棄	委託者(排出事業者又は処分業者)	処 分	引き渡した者

報告者
住所
氏名 印
(法人にあっては名称及び代表者の
氏名)
電話番号

年度の産業廃棄物の処理実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第4項の規定により、次のとおり報告します。

略										
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者(排出事業者又は処分業者)			処 分			受託者			
	許可番号	氏名又は名称	受託量	処分方法	処分量	処分後量	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委託量
	住所			処分場所			住所			

(裏面)

産業廃棄	委託者(排出事業者又は処分業者)	処 分	受託者

物・特別管理産業廃棄物の種類	許可番号	氏名又は名称	受託量	処分方法	処分量	処分後量	氏名又は名称	引渡内容	引渡数量	物・特別管理産業廃棄物の種類	許可番号	氏名又は名称	受託量	処分方法	処分量	処分後量	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委託量	
																					住所
<p>注 1 及び 2 略</p> <p>3 <u>引き渡した者の欄については、他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じた有価物を譲渡した者を記載するものとし、廃棄物としてその処分を委託した者は記載しないこと。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>その2別紙 略</p>										<p>注 1 及び 2 略</p> <p>3 <u>受託者とは、報告者が処分を委託した者を行い、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあってはその空欄に(残)と、処分の再委託の場合にあっては(再)と記載すること。</u></p> <p>4 略</p> <p>その2別紙 略</p>											

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第2号の2（第4条の2関係）

一般廃棄物処理施設 譲受け 許可証 借受け

住所 氏名 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の 譲受けの許可を受 借受け けたことを証する。	年 月 日		
職氏名 印			
許 可 の 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
譲受け 借受け の相手方の氏名及び住所			
譲借 りり 受受 けけ るる 施 設	一般廃棄物処理施設の設 置場所		
	一般廃棄物処理施設の種 類		
	設置許可(届出)年月日 及び許可番号		

様式第2号の3(第4条の3関係)

合 併 認 可 証 分 割	年 月 日
名称 住所 代表者の氏名	
名称 住所 代表者の氏名	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置者である法人 合併 の について認可したことを証する。 分割			
			職氏名 印
認 可 の 年 月 日		年 月 日	認 可 番 号
設 置 し て い る 施 設	設 置 場 所		
	種 類		
	認可年月日及び認可番号		年 月 日
合併 分割 により当該一般廃棄物処理施設を 承継する法人の名称及び住所並びに 代表者の氏名			
合併 分割 の 方 法 及 び 条 件			

様式第10号の2の5を様式第10号の2の7とし、様式第10号の2の4の次に次の2様式を加える。

様式第10号の2の5（第15条の5関係）

産業廃棄物処理施設 譲受け 借受け 許可証
年 月 日
住所 氏名
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により、産業廃 棄物処理施設の 譲受け 借受け の許可を受けたことを証する。

		職氏名	印
許 可 の 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
譲受け 借受け		の相手方の氏名及び住所	
譲 借 り り 受 受 け け る る 施 設	産業廃棄物処理施設の設 置場所		
	産業廃棄物処理施設の種 類		
	設置許可(届出)年月日 及び許可番号		

様式第10号の2の6(第15条の6関係)

合 併 分 割 認 可 証	
年 月 日	
名称	
住所	
代表者の氏名	
名称	
住所	
代表者の氏名	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定により、産業廃 棄物処理施設の設置者である法人の 合 併 分 割 について認可したことを証する。	
職氏名	
印	

認 可 の 年 月 日		年 月 日	認 可 番 号	第 号
設 置 し て い る 施 設	設 置 場 所			
	種 類			
	認可年月日及び認可番号	年 月 日	第	号
合併 により当該産業廃棄物処理施設を 分割 承継する法人の名称及び住所並びに 代表者の氏名				
合併 分割 の 方 法 及 び 条 件				

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第38号

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則（平成13年鳥取県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例施行規則</u></p>	<p><u>鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則</u></p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例</u>（平成13年鳥取県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例</u>（平成13年鳥取県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（特定保管の届出）</p> <p>第2条 <u>条例第7条第1項の規定による届出は、様式第1号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）敷地の形状、<u>使用済タイヤ</u>を保管する位置、高さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模を明らかにした配置図</p> <p>（3）排水溝その他の<u>設備</u>の構造及び規模を明らかにした図面</p> <p>（4）略</p> <p>（5）<u>売買契約書、取引伝票等の写し</u>その他その利用目的を明らかにする書類</p>	<p>（特定保管の届出）</p> <p>第2条 <u>条例第8条第1項の規定による届出は、様式第1号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）敷地の形状、<u>廃自動車等</u>を保管する位置、高さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模を明らかにした配置図</p> <p>（3）排水溝その他の<u>設備又は不浸透性材料の底面</u>を設けている場合にあっては、その構造及び規模を明らかにした図面</p> <p>（4）略</p> <p>（5）<u>保管に係る廃自動車等が有価物である場合にあっては、売買契約書、取引伝票等の写し、事業報告書又は決算報告書</u>その他その利用目的を明らかにする書類</p>

(変更の届出等)

第3条 条例第7条第2項本文の規定による変更の届出は、様式第2号による届出書を提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 利用目的を変更する場合にあっては、変更後の利用目的に係る前条第2項第5号に掲げる書類

3 条例第7条第2項ただし書の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 当初の届出に係る使用済タイヤの数量の増減であって、増減後において条例第8条第2号ウに掲げる基準の範囲内であるもの又は当初の届出に記載された増加予定数量の範囲内であるもの

(2) 略

(掲示板)

第4条 条例第8条第1号イに規定する掲示板は、様式第3号によるものとする。

(指導、勧告及び命令の手続)

第5条 条例第9条の規定による指導並びに条例第10条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令は、その趣旨並びに講ずべき措置の期限及び内容を明示した文書により行うものとする。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住所

届出者 氏名 

(法人にあっては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

特 定 保 管 届 出 書

(変更の届出等)

第3条 条例第8条第2項本文の規定による変更の届出は、様式第2号による届出書を提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 廃棄物として届け出たものを有価物とする場合又は有価物としての利用目的を変更する場合にあっては、変更後の利用目的に係る前条第2項第5号に掲げる書類

3 条例第8条第2項ただし書の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 当初の届出に係る廃自動車等の数量の増減であって、増減後において条例第9条第2号イに掲げる基準の範囲内であるもの又は当初の届出に記載された増加予定数量の範囲内であるもの

(2) 略

(掲示板)

第4条 条例第9条第1号イに規定する掲示板は、様式第3号によるものとする。

(指導、勧告及び命令の手続)

第5条 条例第10条の規定による指導並びに条例第11条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令は、その趣旨並びに講ずべき措置の期限及び内容を明示した文書により行うものとする。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住所

届出者 氏名 

(法人にあっては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

特 定 保 管 届 出 書

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する
条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出
ます。

	使用済タイヤ
保 管 場 所	
保 管 数 量 (今後増加が確 実に見込める場 合は、その予定 量及び時期)	本 増加予定数量 本 時期 年 月
保 管 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
保 敷 地 面 積	m ²
	高 さ m
方 囲いの有無	有(高さ m)・無
	法
底面の状況	
廃棄物と有価 物の別	
利用目的	
事業に関する許 認可、登録、資 格等の状況	
備 考	

注 1 及び 2 略

3 氏名を自署する場合には、押印を省略する
ことができる。

添付書類

- 1 略
- 2 敷地の形状、使用済タイヤを保管する位置、
高さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模
を明らかにした配置図
- 3 排水溝その他の設備の構造及び規模を明ら
かにした図面
- 4 略
- 5 売買契約書、取引伝票等の写しその他その利

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条
例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ま
す。

	廃自動車	廃タイヤ
保 管 場 所		
保 管 数 量 (今後増加が 確実に見込め る場合は、そ の予定数量及 び時期)	台 増加予定数量 台 時期 年 月	台 増加予定数量 台 時期 年 月
保 管 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
保 敷 地 面 積	m ²	m ²
	高 さ m	m
方 囲いの有無	有(高さ m)・無	有(高さ m)・無
	法	
底面の状況	土面・不浸透性 ・その他()	土面・不浸透性 ・その他()
廃棄物と有価 物の別	廃棄物・有価物 ・混在 (うち有価物 台)	廃棄物・有価物 ・混在 (うち有価物 本)
利用目的(有 価物の場合)		
事業に関する許 認可、登録、資 格等の状況		
備 考		

注 1 及び 2 略

添付書類

- 1 略
- 2 敷地の形状、廃自動車等を保管する位置、高
さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模を
明らかにした配置図
- 3 排水溝その他の設備又は不浸透性材料の底面
を設けている場合にあっては、その構造及び規
模を明らかにした図面
- 4 略
- 5 保管に係る廃自動車等有価物である場合に

用目的を明らかにする書類

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住所

届出者 氏名 ㊟

(法人にあっては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

特定保管届出事項変更届出書

年 月 日付で届け出た事項を変更したいので、鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

添付書類

- 1 保管場所を変更する場合にあっては、変更後の次に掲げる書類
 - ア 略
 - イ 敷地の形状、使用済タイヤを保管する位置、高さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模を明らかにした配置図
 - ウ 排水溝その他の設備の構造及び規模を明らかにした図面
- エ 略
- 2及び3 略
- 4 利用目的を変更する場合にあっては、変更後の利用目的に係る売買契約書、取引伝票等の写しその他変更後の利用目的を明らかにする書類

あつては、売買契約書、取引伝票等の写し、事業報告書又は決算報告書その他その利用目的を明らかにする書類

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住所

届出者 氏名 ㊟

(法人にあっては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

特定保管届出事項変更届出書

年 月 日付で届け出た事項を変更したいので、鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

添付書類

- 1 保管場所を変更する場合にあっては、変更後の次に掲げる書類
 - ア 略
 - イ 敷地の形状、廃自動車等を保管する位置、高さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模を明らかにした配置図
 - ウ 排水溝その他の設備又は不浸透性材料の底面を設けている場合にあっては、その構造及び規模を明らかにした図面
- エ 略
- 2及び3 略
- 4 廃棄物として届け出たものを有価物とする場合又は有価物としての利用目的を変更する場合にあっては、変更後の利用目的に係る売買契約書、取引伝票等の写し、事業報告書又は決算報告書その他変更後の利用目的を明らかにする書類

様式第3号(第4条関係)

60センチメートル以上	
使用済タイヤ保管場所	
60 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	略
	保管数量 本
	略

様式第3号(第4条関係)

60センチメートル以上	
廃自動車(廃タイヤ)保管場所	
60 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	略
	保管する物品の種類 及び台(本)数
	略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第39号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県調理師法施行細則</u></p>	<p><u>調理師法施行細則</u></p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）、調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下「政令」という。）及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号。以下「省令」という。）<u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）、調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下「政令」という。）及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号。以下「省令」という。）<u>を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>
<p>（書類の提出）</p> <p>第9条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する<u>申請書その他の書類は、住所地を所管する総合事務所長（八頭郡に住所を有する者にあつては東部総合事務所長、日野郡に住所を有する者にあつては西部総合事務所長。以下「所管総合事務所長」という。）に提出しなければならない。ただし、第2条第1項の規定により知事に提出する受験願書及びその添付書類は、所管総合事務所長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>（書類の経由）</p> <p>第9条 法、政令、省令又はこの規則により知事に提出する書類は、総合事務所長（<u>八頭総合事務所長を除く。</u>）<u>を経由しなければならない。</u></p>
<p>様式第1号（第2条関係）</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p>
<p>調理師試験受験願書 略</p>	<p>調理師試験受験願書 略</p>
<p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p>	<p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p>
<p>郵便番号</p> <p>住 所</p>	<p>郵便番号</p> <p>住 所</p>

<p>出願者 フリガナ 氏 名 ⑩ 年 月 日生 電話番号</p> <p>調理師試験を受けたいので、<u>鳥取県調理師法施行細則第2条第1項の規定により出願します。</u> 添付書類 略 注 略</p>	<p>出願者 フリガナ 氏 名 ⑩ 年 月 日生 電話番号</p> <p>調理師試験を受けたいので、<u>調理師法施行細則第2条第1項の規定により出願します。</u> 添付書類 略 注 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第40号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年鳥取県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県製菓衛生師法施行細則</u></p>	<p><u>製菓衛生師法施行細則</u></p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）</u>、<u>製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下「令」という。）</u>及び<u>製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>（この規則の趣旨）</p> <p>第1条 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）<u>の施行については、製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下「令」という。）及び製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p>
<p>（書類の提出）</p> <p>第10条 <u>法、令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、住所地（県外に住所を有する者にあつては、免許を受けたときの住所地）を所管する総合事務所長（八頭郡に住所を有する者にあつては東部総合事務所長、日野郡に住所を有する者にあつては西部総合事務所長。以下「所管総合事務所長」という。）に提出しなければならない。ただし、第3条の規定により知事に提出する受験願書は、所管総合事務所長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>（書類の経由）</p> <p>第10条 令、省令又はこの規則の規定による書類を知事に提出しようとする者は、<u>県内に住所を有する者にあつては正副2通を総合事務所長（八頭総合事務所長を除く。）を経由して提出するものとし、県外に住所を有する者にあつては1通を知事に直接提出するものとする。</u></p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第41号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（昭和23年鳥取県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県消費生活協同組合法施行細則</u></p>	<p><u>消費生活協同組合法施行細則</u></p>
<p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）</u>、<u>消費生活協同組合法施行令（平成19年政令第373号）及び消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p><u>（総会に関する届出）</u></p> <p><u>第1条 略</u></p> <p><u>2 前項の場合において消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）第43条第1項第4号、第5号及び第8号に掲げる事項を議決したときは、当該議決を証する書類を添付して届け出なければならない。</u></p>
<p><u>（総会に関する届出）</u></p> <p><u>第2条 略</u></p> <p><u>2 前項の場合において、法第40条第1項第4号及び第5号に掲げる事項を議決したときは、当該議決を証する書類を添付して届け出なければならない。</u></p>	<p><u>第2条 削除</u></p> <p><u>（自治監査）</u></p> <p><u>第3条 監事は、少くとも毎事業年度2回組合の財産又は業務の執行状況を監査しなければならない。</u></p>

(事務引継)

第3条 組合は、組合を代表する理事又は常務に従事する理事を更迭したときは、監事が立会の上で事務引継を行い、その引継書を主たる事務所に備え置かなければならない。

(諸届)

第4条 組合は、次に掲げる場合には、遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、第5号から第11号までのいずれかに該当するときは、その該当するに至った理由を記載しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 法第33条第1項又は第35条第2項の規定による請求があったとき。

(10) 役員~~の責任を追求する訴えの提起の請求を受けたとき。~~

(11) 次に掲げる訴えを提起されたとき。

ア 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

イ 出資一口の金額の減少の無効の訴え

ウ 創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

エ 設立の無効の訴え

オ 合併の無効の訴え

附 則

(事務引継)

第4条 組合を代表する理事又は常務に従事する理事が更迭したときは、監事立会の上事務引継を行い、その引継書を主たる事務所に備え置かなければならない。

(諸届)

第5条 組合は、次の場合において、遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、第6号から第10号までの場合はその理由を記載しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 事務所の変更のあったとき。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 法第35条第2項又は第41条第1項の規定による請求があったとき。

第6条 削除

附 則

第7条 本則は、法施行の日からこれを施行する。

第8条 産業組合法施行細則はこれを廃止する。

法施行の際現に産業組合又は産業組合連合会については、産業組合法施行細則は、本則施行後でもなおその効力を有する。

第9条 産業組合が法第104条の規定により、消費生

<p><u>1 本則は、法施行の日からこれを施行する。</u></p> <p><u>2 産業組合法施行細則は、これを廃止する。</u></p> <p><u>3 法施行の際現に存する産業組合又は産業組合連合会については、産業組合法施行細則は、本則施行後においてもなおその効力を有する。</u></p> <p><u>4 産業組合が法第104条の規定による消費生活協同組合への組織変更の手続を終了したときは、その組合は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。</u></p>	<p><u>活協同組合へ組織変更の手続を終ったときは、その組合は直ちにその旨を知事に届け出なければならない。</u></p>
---	--

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第42号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中線の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県建築士法施行細則</u>	<u>建築士法施行細則</u>
<p>（事務所登録の通知）</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第23条の8</u>及び法第26条の規定により登録を抹消され、又は取り消された場合においては、第1項の登録通知書を所管総合事務所長に返納しなければならない。</p>	<p>（事務所登録の通知）</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第23条の7</u>及び法第26条の規定により登録を抹消され、又は取り消された場合においては、第1項の登録通知書を所管総合事務所長に返納しなければならない。</p>
<p>（登録簿等の閲覧）</p> <p>第3条の2 <u>法第23条の9各号に掲げる登録簿等の書類は、鳥取県生活環境部住宅政策課並びに鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所及び鳥取県西部総合事務所の生活環境局建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。</u></p>	<p>（登録簿の閲覧）</p> <p>第3条の2 <u>法第23条の8の規定による登録簿は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課並びに鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所及び鳥取県西部総合事務所の生活環境局建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。</u></p>
<p>（免許の取消しの申請及び免許証の返納）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>法第8条の2の規定による届出は、所管総合事務所長を経由して、知事に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>2級建築士又は木造建築士が失そう宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失そうの届出義務者は、失そう宣告の日から30日以内にその旨を所管総合事務所長を経由して、</u></p>	<p>（免許の取消しの申請及び免許証の返納）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>2級建築士又は木造建築士が死亡し又は失そう宣告を受けた場合においては戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そうの届出義務者は死亡又は失そう宣告の日から30日以内にその旨を所管総</u></p>

<p>知事に届け出なければならない。</p> <p>4 2級建築士又は木造建築士が法第9条第1項又は法第10条第1項の規定によって免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に免許証を所管総合事務所長を経由して知事に返納しなければならない。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第7条 知事は免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があった場合においては、登録を抹消しその名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。</p> <p>2 略</p> <p>(変更等の届出及び業務に関する報告書の提出)</p> <p>第8条の2 法第23条の5及び法第23条の7の規定による届出並びに法第23条の6の規定による報告書の提出は、所管総合事務所長に対して行わなければならない。</p>	<p>合事務所長を経由して、知事に届け出なければならない。</p> <p>3 <u>2級建築士又は木造建築士が後見開始又は保佐開始の審判を受けた場合においては、それぞれ後見人又は保佐人は、その審判の日から30日以内に、その旨を所管総合事務所長を経由して知事に届け出なければならない。</u></p> <p>4 2級建築士又は木造建築士が法第9条前段又は法第10条第1項の規定によって免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に免許証を所管総合事務所長を経由して知事に返納しなければならない。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第7条 知事は免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があった場合においては、登録を抹消しその名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。</p> <p>2 略</p> <p>(変更及び廃業等の届出)</p> <p>第8条の2 法第23条の5及び法第23条の6の規定による届出は、所管総合事務所長に対して行わなければならない。</p>
--	--

附 則

この規則は、公布日から施行する。ただし、第3条の2の改正（「景観まちづくり課」を「住宅政策課」に改める部分に限る。）は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第43号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（特殊建築物の定期報告）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>省令第6条の3第2項第7号の書類について、同条第5項第2号の特定行政庁が定める保存期間は、5年とする。</u></p>	<p>（特殊建築物の定期報告）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>省令第5条第3項の規則で定める書類は、省令第1条の3第1項の表一の(い)項に掲げる図書（<u>屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。</u>）及び<u>法第12条第1項の規定による調査の結果を記載した書類とする。</u></u></p> <p>3 略</p>
<p>（建築設備等の定期検査）</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>省令第6条の3第2項第8号の書類について、同条第5項第2号の特定行政庁が定める保存期間は、3年とする。</u></p>	<p>（建築設備等の定期検査）</p> <p>第6条 略</p> <p>2及び3 略</p>
<p>（許可等の申請）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 条例第3条ただし書の規定による許可の申請は、様式第7号による申請書に、省令第1条の3第1項の表一の(い)項に掲げる図書（<u>付近見取図及び配置図に限る。</u>）を添付してしなければならない。</p>	<p>（許可等の申請）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 条例第3条ただし書の規定による許可の申請は、様式第7号による申請書に、省令第1条の3第1項の表一の(い)項に掲げる図書（<u>各階平面図及び屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。</u>）を添</p>

<p>3 条例第4条ただし書、第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は第9条ただし書の規定による認定の申請は、様式第8号による申請書に、省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書(付近見取図、配置図及び各階平面図に限る。)を添付してしなければならない。</p>	<p>付してしなければならない。</p> <p>3 条例第4条ただし書、第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は第9条ただし書の規定による認定の申請は、様式第8号による申請書に、省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書を添付してしなければならない。</p>
--	---

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第44号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示並びに追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号。以下「条例」という。）の<u>施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（入居の申込書等）</p> <p>第2条 条例第6条第1項の県営住宅入居申込書の様式は、次の各号に掲げる入居の申込みの区分に応じ、それぞれ当該各号に<u>定めるとおりとする。</u></p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、第2号に掲げる書類については、提示すれば足りる。</u></p> <p>（1）入居申込者及び条例第5条第1項第1号に規定する親族（以下「同居親族」という。）の市町村長又は税務署長の所得証明書</p> <p>（2）～（5） 略</p> <p>（6）<u>誓約書（様式第4号の2）</u></p> <p>（7）略</p> <p>3～5 略</p> <p>（優先的に選考して入居させる者の要件）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年12月鳥取県条例第49号。以下「条例」という。）を<u>施行するため必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（入居の申込書等）</p> <p>第2条 条例第6条第1項の規定による県営住宅入居申込書の様式は、次の各号に掲げる入居の申込みの区分に応じ、それぞれ当該各号に<u>掲げるとおりとする。</u></p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付（第2号に掲げる書類にあっては提示）しなければならない。</p> <p>（1）入居申込者及び条例第5条第1号に規定する親族（以下「同居親族」という。）の市町村長又は税務署長の所得証明書</p> <p>（2）～（5） 略</p> <p>（6）略</p> <p>3～5 略</p> <p>（優先的に選考して入居させる者の要件）</p>

第3条の2 条例第7条第4項第5号の規則で定める要件は、60歳以上の者で同居親族が次の各号のいずれかに該当するもの又は同居親族がないものであることとする。

(1)～(4) 略

2 条例第7条第4項第6号の規則で定める要件は、令第6条第1項第2号又は第3号に掲げる者であることとする。

(低額所得者の収入の基準)

第3条の3 条例第7条第4項第8号の規則で定める収入の基準は、1万円以下とする。

(家賃の減免の基準)

第8条 略

2 前項の入居者に対する減額後の家賃は、次に掲げる額とする。

(1)～(3) 略

3 生活保護法による保護を受けている入居者に対する減額後の家賃は、前項の規定にかかわらず、その保護を行うに際して算定の基礎となった家賃に相当する額とする。

4 略

5 条例第21条第3項又は第21条の3第3項において準用する条例第12条の規定による家賃又は金銭(以下「収入超過者家賃等」という。)の減免は、次の各号のいずれかに該当する入居者に対して行うものとする。

(1) 自己、同居者又は扶養親族が長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった入居者で、療養費用を収入から控除した額が条例第5条第1項第2号に規定する金額以下となるもの

(2) 略

6 略

様式第1号(第2条関係)

県営住宅入居申込書

職 氏 名 様

次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る同条例第5条第1項第1号に規定する親族が暴力団

第3条の2 条例第7条第4項第5号の知事が定める要件は、60歳以上の者で同居親族が次の各号のいずれかに該当するもの又は同居親族がないものであることとする。

(1)～(4) 略

2 条例第7条第4項第6号の知事が定める要件は、令第6条第1項第2号又は第3号に掲げる者であることとする。

(低額所得者の収入の基準)

第3条の3 条例第7条第4項第8号の知事が定める収入の基準は、1万円以下とする。

(家賃の減免の基準)

第8条 略

2 前項の入居者に対する減額後の家賃は、次の各号に掲げる額とする。

(1)～(3) 略

3 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている入居者に対する減額後の家賃は、前項の規定にかかわらず、その保護を行うに際して算定の基礎となった家賃に相当する額とする。

4 略

5 条例第21条第3項又は第21条の3第3項において準用する条例第12条の規定による家賃又は金銭(以下「収入超過者家賃等」という。)の減免は、次の各号の一に該当する入居者に対して行うものとする。

(1) 自己、同居者又は扶養親族が長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった入居者で、療養費用を収入から控除した額が条例第5条第2号に掲げる金額以下となるもの

(2) 略

6 略

様式第1号(第2条関係)

県営住宅入居申込書

職 氏 名 様

次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異存ありません。

年 月 日

略

略

略 - 略 ÷ 12 = 略

略

略

備考 略

様式第3号（第2条関係）

県営住宅変更入居申込書

職 氏 名 様

下記のとおり入居変更したいので、申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申込者 団地第 号

氏 名

(電話)

記

略

様式第4号（第2条関係）

県営住宅入居替申込書

職 氏 名 様

下記の理由により相互に入れ替わることが双方の利益となるので、県営住宅の入居替えを申し込みま

年 月 日

略

略

略 - 略 ÷ 12 = 略

略

略

備考 略

様式第3号（第2条関係）

県営住宅変更入居申請書

職 氏 名 様

下記のとおり入居変更したいので、申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申込者 団地第 号

氏 名

(電話)

記

略

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第4号（第2条関係）

県営住宅入居替申込書

職 氏 名 様

下記の理由により相互に入れ替わることが双方の利益となるので、県営住宅の入居替えを申し込みま

す。

年 月 日

郵便番号
住 所
申込者 団地第 号
氏 名
(電話)
郵便番号
住 所
申込者 団地第 号
氏 名
(電話)

記

入居替えの理由

様式第4号の2(第2条関係)

誓約書

私たちは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、暴力団員であるか否かを確認するための照会が鳥取県警察本部に対してなされることに同意します。

年 月 日

住 所
氏 名

備考 申込者(申請者)及び同居者(同居予定者も含む。)の連名によること。

様式第7号(第5条関係)

略

請 書

す。

年 月 日

郵便番号
住 所
申込者 団地第 号
氏 名 (印)
(電話)
郵便番号
住 所
申込者 団地第 号
氏 名 (印)
(電話)

記

入居替えの理由

備考 氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

様式第7号(第5条関係)

略

請 書

職 氏 名 様

年 月 日付第 号で入居の
決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸
条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けし
ます。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の
債務についてその債務を負います。

年 月 日

入居者 住所
氏名 (印)
連帯保証人 住所
氏名 (印)
入居者との関係

記

県営住宅 団地第 号

添付書類 略

別記

1 及び 2 略

3 入居者の保管義務等について

入居者又は同居の親族は当該県営住宅の使用に
当たり、善良な注意を払いこれを正常な状態で維
持管理するほか、次の行為を行ってはならない。
ただし、(1)、(2)、(9)又は(10)に掲げる行為
については、知事の承認を得た場合は、この限り
でない。

(1)~(3) 略

(4) 暴力団員の住居として使用させる行為(自
らが暴力団員となって使用する行為を含む。)

(5) 県営住宅の敷地内における次に掲げる行為
であって、他の入居者若しくは周辺地域の住民
の日常生活に支障を生じさせ、又は著しく他人
に迷惑を及ぼすこととなるもの

ア 動物の飼育(食物その他の物を意図的に放
置し、動物を呼び寄せる行為を含む。)

イ 連続的若しくは断続的に騒音、振動又は悪
臭を発生させること。

ウ 汚物、廃棄物その他生活環境の保全上の支

職 氏 名 様

年 月 日付第 号で入
居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別
記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請
けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の
債務についてその債務を負います。

年 月 日

入居者 住所
氏名 (印)
連帯保証人 住所
氏名 (印)
入居者との関係

記

県営住宅 団地第 号

添付書類 略

別記

1 及び 2 略

3 入居者の保管義務等について

入居者又は同居の親族は当該県営住宅の使用に
当たり、善良な注意を払いこれを正常な状態で維
持管理するほか、次の行為を行ってはならない。
ただし、(1)(2)(6)(7)については、知事の承
認を得た場合は、この限りでない。

(1)~(3) 略

(4) 周辺の環境を乱し、又は迷惑を及ぼす行為
をすること。

障を生じさせるおそれのある物を捨て、又は
放置すること。

(6) 他の入居者若しくは周辺地域の住民に対
する次の行為であって、人の生命、身体若し
くは財産に害を与え、又は人に著しい迷惑を
及ぼすこととなるもの

ア 粗野又は乱暴な言動をすること。

イ 威力を用い、又は示すこと。

ウ 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、
人の信用をき損し、又はその業務を妨害する
こと。

エ 火災、漏水その他の事故を繰り返して発生
させること。

(7) (4)から(6)までに掲げるもののほか、県
営住宅における安全かつ平穏な生活の維持を著
しく阻害する行為。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

4～7 略

8 その他

1から7までに定めるもののほか条例、公営住
宅法（昭和26年法律第193号）、公営住宅法施行
令（昭和26年政令第240号）、鳥取県営住宅の設
置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取
県規則第70号）等の関係法令の諸規定を遵守する
ものとする。

様式第10号（第6条の2関係）

県営住宅同居承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅に同居させたいので、申請
します。

なお、新たに同居させようとする者が暴力団員に
よる不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法
律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である
ことが判明したときは、同居の承認を取り消されて
も異存ありません。

年 月 日

郵便番号

住 所

(5) 略

(6) 略

(7) 略

4～7 略

8 その他

1から7までに定めるもののほか条例、公営住
宅法（昭和26年法律第193号）、公営住宅法施行
令（昭和26年政令第240号）、鳥取県営住宅の設
置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年12月
鳥取県規則第70号）等の関係法令の諸規定を遵守
するものとする。

様式第10号（第6条の2関係）

県営住宅同居承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅に同居させたいので、申請
します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名 (電話)	団地第 号
記	
略	
添付書類 1及び2 略	
3 誓約書(様式第4号の2)	
様式第10号の3(第6条の3関係) 県営住宅入居承継承認申請書	
職 氏 名 様	
下記のとおり県営住宅の入居の承継をしたいので、申請します。	
年 月 日	
郵便番号	
住 所	
申請者	団地第 号
氏 名 (電話)	
記	
略	
添付書類 1～3 略	
4 誓約書(様式第4号の2)	
様式第10号の4の2(第6条の3の2関係) 県営住宅暫定居住承認申請書	
職 氏 名 様	
下記のとおり県営住宅の6月以内の居住の承認を受けたいので、申請します。	
年 月 日	
郵便番号	
住 所	
申請者	団地第 号
氏 名 (電話)	

申請者 氏 名 (電話)	団地第 号
記	
略	
添付書類 1及び2 略	
様式第10号の3(第6条の3関係) 県営住宅入居承継承認申請書	
職 氏 名 様	
下記のとおり県営住宅の入居の承継をしたいので、申請します。	
年 月 日	
郵便番号	
住 所	
申請者	団地第 号
氏 名 (電話)	
記	
略	
添付書類 1～3 略	
様式第10号の4の2(第6条の3の2関係) 県営住宅暫定居住承認申請書	
職 氏 名 様	
下記のとおり県営住宅の6月以内の居住の承認を受けたいので、申請します。	
年 月 日	
郵便番号	
住 所	
申請者	団地第 号
氏 名 (電話)	

記	記		
<table border="1"><tr><td data-bbox="220 219 778 264">略</td></tr></table> 添付書類 1～3 略 4 <u>誓約書(様式第4号の2)</u>	略	<table border="1"><tr><td data-bbox="817 219 1375 264">略</td></tr></table> 添付書類 1～3 略	略
略			
略			

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。